

第 3 号議案

総会及び総代会運営規約、

役員選挙規約一部改正の件

総会及び総代会運営規約、役員選挙規約一部改正の件

大阪教育大学生協同組合の「総会及び総代会運営規約」、「役員選挙規約」を下記のとおり一部変更いたします。

1. 改正の理由

「総会及び総代会運営規約」第6条、「役員選挙規約」第2条のそれぞれで、定款の引用条文に誤りがありましたので、正しい条文に変更いたします。

2. 「総会及び総代会運営規約」「役員選挙規約」の新旧比較表

次ページより

以上

総会及び総代会運営規約

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総会及び総代会運営規約
<p style="text-align: center;">総会及び総代会運営規約</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 この規約は、定款第66条に基づき、大阪教育大学生協同組合（以下、「組合」という。）の総代会の運営について定める。</p> <p>2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。</p> <p>3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。</p> <p>(資格確認)</p> <p>第2条 総代会に出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。</p> <p>2 定款第62条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。</p> <p>(議決権及び選挙権の書面による行使)</p> <p>第3条 定款第62条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。</p> <p>(1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面(以下、「書面議決書」という。)</p> <p>(2) 選挙しようとする役員の氏名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの</p> <p>2 第10条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。</p> <p>(傍聴)</p> <p>第4条 組合員は、組合が定めるところにより、傍聴者証の交付を受けて総代会を傍聴することができる。</p> <p>(資格審査委員会)</p> <p>第5条 理事長は前三条に関する確認を円滑に行うため、理事若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。</p> <p>(開会)</p> <p>第6条 出席者が定款第57条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言</p>	<p style="text-align: center;">総会及び総代会運営規約</p> <p>(総則)</p> <p>第1条 この規約は、定款第66条に基づき、大阪教育大学生協同組合（以下、「組合」という。）の総代会の運営について定める。</p> <p>2 法令、定款及びこの規約に定めがないときは、そのつど総代会で定める。</p> <p>3 法令、定款、この規約及び総代会で定めた事項のほかは議長が決する。</p> <p>(資格確認)</p> <p>第2条 総代会に出席する総代は、総代会会場の受付で、組合が定める方法によりその資格の確認を受け、総代証の交付を受けるものとする。</p> <p>2 定款第62条の定めにより総代から委任を受けた代理人は、総代会会場の受付でその総代が署名又は記名押印した委任状を組合に提出し、資格の確認を受け、組合から代理人証の交付を受ける。ただし、代理人が代理できるのは総代2人までとする。</p> <p>(議決権及び選挙権の書面による行使)</p> <p>第3条 定款第62条の定めにより総代が書面により議決権及び選挙権を行使する場合には、次のものを総代会の開会までに組合に提出するものとする。</p> <p>(1) あらかじめ通知のあった事項について賛否を明示し、総代が署名又は記名押印した書面(以下、「書面議決書」という。)</p> <p>(2) 選挙しようとする役員の氏名を明示した無記名の書面を、総代が署名又は記名押印した封筒に入れたもの</p> <p>2 第10条第2項に基づき退場する総代又は代理人が前項第1号又は第2号に定めるものを提出したときは、前項の定めにかかわらず、これを有効なものとして取り扱う。</p> <p>(傍聴)</p> <p>第4条 組合員は、組合が定めるところにより、傍聴者証の交付を受けて総代会を傍聴することができる。</p> <p>(資格審査委員会)</p> <p>第5条 理事長は前三条に関する確認を円滑に行うため、理事若干名で構成する資格審査委員会を置くことができる。</p> <p>(開会)</p> <p>第6条 出席者が定款第62条に定める成立要件に達したとき、理事はその数を報告して開会を宣言</p>

総会及び総代会運営規約

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総会及び総代会運営規約
<p>する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。</p>	<p>する。ただし、監事が招集した総代会では、監事がこれを行う。</p>
<p>(議長)</p>	<p>(議長)</p>
<p>第7条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から議長1人を選出する。</p>	<p>第7条 理事は、総代会にはかつて、出席した総代の中から議長1人を選出する。</p>
<p>2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。</p>	<p>2 前項の選出に際し選挙を行う場合は、拍手、挙手又は投票による。</p>
<p>3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。</p>	<p>3 議長は、総代会の秩序を保ち円滑に運営する。</p>
<p>(書記)</p>	<p>(書記)</p>
<p>第8条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて書記若干名を指名する。</p>	<p>第8条 議長は、議事の開始にあたり議場にはかつて書記若干名を指名する。</p>
<p>(議事運営委員)</p>	<p>(議事運営委員)</p>
<p>第9条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。</p>	<p>第9条 議長は、役職員、総代の中から議事運営委員を指名し、議事日程の提案、発言通告の受理、その他議事運営に必要な助言と事務を行わせることができる。</p>
<p>(退場の制限等)</p>	<p>(退場の制限等)</p>
<p>第10条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。</p>	<p>第10条 出席者は議長の定めた席につき、会議中みだりに席を離れてはならない。</p>
<p>2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。</p>	<p>2 出席した総代又は代理人が、総代会の終了前に退場するときは、議長又は議事運営委員の許可を得なければならない。</p>
<p>3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。</p>	<p>3 総代会の出席者が退場したことによって成立要件に欠けることになったときは、議長はこのことを総代会に報告する。</p>
<p>(発言)</p>	<p>(発言)</p>
<p>第11条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。</p>	<p>第11条 議長は、発言方法と発言時間を総代会にはかつて定める。</p>
<p>2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。</p>	<p>2 発言者は、議長の許可を得て、所属及び氏名を告げてから発言する。</p>
<p>3 傍聴する組合員は、議長の許可を得て発言できる。</p>	<p>3 傍聴する組合員は、議長の許可を得て発言できる。</p>
<p>4 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。</p>	<p>4 議長は、総代会にはかつて、関係者を出席させ発言を求めることができる。</p>
<p>5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。</p>	<p>5 議長は、総代会の運営上必要と判断したとき、発言を停止させることができる。</p>
<p>(質問に対する説明)</p>	<p>(質問に対する説明)</p>
<p>第12条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。</p>	<p>第12条 総代は、その議決権の行使に必要な範囲内において、議案について質問することができる。</p>
<p>2 総代の質問に対する説明は、議案に関する質問については理事長又はその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。</p>	<p>2 総代の質問に対する説明は、議案に関する質問については理事長又はその指名した理事が、監査に関する質問については監事が行う。ただし、以下の場合には、その理由を告げて質問に対する説明を拒むことができる。</p>
<p>(1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合</p>	<p>(1) 質問が総代会の目的である事項に関しないものである場合</p>

総会及び総代会運営規約

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総会及び総代会運営規約
<p>(2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合</p> <p>(3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合</p> <p>(4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合</p> <p>(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合</p> <p>(6) その他正当な理由がある場合</p> <p>3 理事又は監事は、議長の許可を得て職員等の補助者に説明させることができる。</p> <p>(議事進行に関する動議)</p> <p>第 13 条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代 10 人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。</p> <p>2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないと認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。</p> <p>3 第 1 項の動議は、出席した総代の議決権（代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。</p> <p>(修正動議)</p> <p>第 14 条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、「修正動議」という。）を提出する場合には、総代 10 人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書で理事長に届け出るものとする。</p> <p>2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。</p> <p>3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代 10 人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。</p> <p>4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代（賛同した者を含む。）のほかに 10 人以上の総代が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。</p> <p>5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2 つ以上の修正動議があるときは、その趣旨</p>	<p>(2) 説明により組合員の共同の利益を著しく害する場合</p> <p>(3) 調査を要するため、直ちに説明することが困難である場合</p> <p>(4) 説明により、組合又は第三者の権利を侵害することとなる場合</p> <p>(5) 総代が実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合</p> <p>(6) その他正当な理由がある場合</p> <p>3 理事又は監事は、議長の許可を得て職員等の補助者に説明させることができる。</p> <p>(議事進行に関する動議)</p> <p>第 13 条 総代は、討論の続行と終結、総代会の続行と延期、議長不信任など議事進行に関する事項について、総代 10 人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書又は口頭で議長に動議を提出することができる。</p> <p>2 前項の動議の提出があったときは、議長は動議の提出者から総代会に対してその動議の趣旨を説明させたのち表決に付する。ただし、議長の不信任動議を除き、議事運営上適切でないと認められるときは、議長の判断により動議を却下することができる。</p> <p>3 第 1 項の動議は、出席した総代の議決権（代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。</p> <p>(修正動議)</p> <p>第 14 条 総代が、付議された議案を修正する動議（以下、「修正動議」という。）を提出する場合には、総代 10 人以上（自分を含む。）の賛同を得て、文書で理事長に届け出るものとする。</p> <p>2 前項の要件を満たす修正動議の提出があった場合には、議長はその動議について審議に付さなければならない。</p> <p>3 前二項の定めにかかわらず、総代は、総代 10 人以上（自分を含む。）の賛同を得て、総代会において文書で議長に修正動議を提出することができる。</p> <p>4 前項の修正動議の提出があった場合、議長は総代会に議題としてとりあげるかどうかをはかり、その修正動議を提出した総代（賛同した者を含む。）のほかに 10 人以上の総代が議題としてとりあげることを支持したとき、議長はその修正動議について審議に付すものとする。</p> <p>5 議長は、修正動議を審議に付したときは、表決に当たりまず修正動議につきこれを決するものとし、2 つ以上の修正動議があるときは、その趣旨</p>

総会及び総代会運営規約

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総会及び総代会運営規約
<p>が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。</p> <p>6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。</p> <p>7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。</p> <p>8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。</p>	<p>が原案ともっとも異なるものから順次表決するものとする。</p> <p>6 修正動議の提出者は、その修正動議が審議に付された後でも、これを修正又は撤回できる。ただし、議長が修正又は撤回を拒んだときはこの限りでない。</p> <p>7 修正動議は、出席した総代の議決権（書面又は代理人による議決権を含み、議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。</p> <p>8 修正動議を表決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権したものとみなす。</p>
<p>(緊急動議)</p> <p>第15条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。</p> <p>2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第3項及び第4項の定めを準用する。</p> <p>3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。</p> <p>4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第6条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。</p>	<p>(緊急動議)</p> <p>第15条 総代は、定款第56条に基づき、定款の定める総代会の議決事項以外の事項であって、軽微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができる。</p> <p>2 前項に定める動議（以下、「緊急動議」という。）については、前条第3項及び第4項の定めを準用する。</p> <p>3 緊急動議は、出席した総代の議決権（議長は出席した総代の数に参入しない。）の過半数の賛成で議決する。ただし、書面又は代理人による出席者はこの議決に関して欠席したものとみなす。</p> <p>4 前項の場合において、その動議に関し出席した総代の人数が第6条に定める成立要件を満たさないときは、議長はその緊急動議を審議又は表決に付すことができない。</p>
<p>(一事不再議)</p> <p>第16条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。</p>	<p>(一事不再議)</p> <p>第16条 否決又は撤回された議案及び動議は、同じ総代会で再び提案できない。</p>
<p>(特別委員会)</p> <p>第17条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。</p> <p>2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。</p> <p>3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。</p> <p>4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。</p>	<p>(特別委員会)</p> <p>第17条 総代会で特に必要と認めるときは、特別委員会を設けて、議案その他の事項の審議を行わせることができる。</p> <p>2 前項の委員は総代会で選任し、委員は委員長を互選する。</p> <p>3 委員長は、審議の経過及び結果を総代会に報告する。</p> <p>4 議長は、特別委員会の報告を受けて必要があるときは、表決に付さなければならない。</p>
<p>(総代会の打ち切り、延期及び続行)</p> <p>第18条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。</p>	<p>(総代会の打ち切り、延期及び続行)</p> <p>第18条 総代会は、総代会の議決により打ち切り、延期し、又は続行することができる。</p>
<p>(討論の終結)</p>	<p>(討論の終結)</p>

総会及び総代会運営規約

変更後 総会及び総代会運営規約	変更前 総会及び総代会運営規約
<p>第 19 条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言をすることができない。</p> <p>(表決の方法)</p> <p>第 20 条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。</p> <p>2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。</p> <p>3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。</p> <p>4 棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。</p> <p>(表決結果の宣言)</p> <p>第 21 条 議長は、前条第 3 項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。</p> <p>(秩序の保持)</p> <p>第 22 条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。</p> <p>2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。</p> <p>3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。</p> <p>(規定の準用)</p> <p>第 23 条 この規約は、総会の運営について準用する。</p> <p>(改廃)</p> <p>第 24 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、組合成立の日から施行する。</p> <p>1 2008 年 5 月 23 日一部改正・施行する。</p> <p>1 2011 年 5 月 27 日一部改正・施行する。</p> <p>1 <u>2013 年 5 月 24 日一部改正・施行する。</u></p>	<p>第 19 条 議長が議案の表決を行うことを宣言した後は、議案についての発言をすることができない。</p> <p>(表決の方法)</p> <p>第 20 条 表決は挙手、起立、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長が定める。</p> <p>2 議長は、表決にあたって議場の閉鎖を宣言し、総代会の成立の状況を確認するものとする。</p> <p>3 総代及び代理人は、総代証又は代理人証を明示して議長の採決に応じなければならない。</p> <p>4 棄権した者の数及び表示された議決権行使の意思内容が不明である者の数は、出席した総代の議決権数に算入する。</p> <p>(表決結果の宣言)</p> <p>第 21 条 議長は、前条第 3 項による賛否等に書面議決書による賛否等を加えて、表決の結果を宣言しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること又は充足していないことを宣言すれば足り、賛否等の数を宣言することを要しない。</p> <p>(秩序の保持)</p> <p>第 22 条 総代会の議事運営は、すべて議長が指示する。</p> <p>2 議長は、無断で発言した者又は議事妨害になる行為をした者に、退場を命じることができる。</p> <p>3 議長は、議事運営のために必要と判断したときは、議場を閉鎖できる。</p> <p>(規定の準用)</p> <p>第 23 条 この規約は、総会の運営について準用する。</p> <p>(改廃)</p> <p>第 24 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、組合成立の日から施行する。</p> <p>1 2008 年 5 月 23 日一部改正・施行する。</p> <p>1 2011 年 5 月 27 日一部改正・施行する。</p>

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約
<p style="text-align: center;">役員選挙規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、大阪教育大学生協同組合（以下、「組合」という。）の役員の選挙と補充について定める。</p> <p>(選挙区と定数)</p> <p>第2条 役員の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第18条の定める範囲内において理事会で定める。</p> <p>(不適格者)</p> <p>第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は役員としての被選挙権を有しない。</p> <p>(1) 被補助人</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者</p> <p>(役員選挙管理委員会)</p> <p>第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、役員選挙管理委員を任命する。</p> <p>2 役員選挙管理委員は、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内をもって構成する。</p> <p>3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。</p> <p>4 役員選挙管理委員は、役員選挙管理委員会を構成すし、役員選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。</p> <p>5 役員選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。</p> <p>6 役員選挙管理委員長は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。</p>	<p style="text-align: center;">役員選挙規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規約は、消費生活協同組合法（以下、「生協法」という。）及び定款に基づき、大阪教育大学生協同組合（以下、「組合」という。）の役員の選挙と補充について定める。</p> <p>(選挙区と定数)</p> <p>第2条 役員の選挙区及び選挙区ごとの定数は、定款第19条の定める範囲内において理事会で定める。</p> <p>(不適格者)</p> <p>第3条 生協法の規定により役員となることができない者のほか、以下の者は役員としての被選挙権を有しない。</p> <p>(1) 被補助人</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受け、復権していない者</p> <p>(役員選挙管理委員会)</p> <p>第4条 理事長は、役員選挙を管理運営するために、理事会の承認を得て、役員選挙管理委員を任命する。</p> <p>2 役員選挙管理委員は、組合員（役職員である者を含む、以下同じ。）の中から3人以上5人以内をもって構成する。</p> <p>3 委員の任期は1年とする。ただし再選を妨げない。</p> <p>4 役員選挙管理委員は、役員選挙管理委員会を構成すし、役員選挙管理委員会は委員の中から委員長1人を互選する。</p> <p>5 役員選挙管理委員会は委員の半数以上の出席により成立し、委員会の議事は出席した委員の3分の2以上の多数で決する。</p> <p>6 役員選挙管理委員長は、この規約の定めるところにより役員選挙を管理運営し、その経過及び結果等を理事会及び総代会に報告するほか、必要な公告を行う。</p>

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約
<p>(被選挙権)</p> <p>第5条 役員の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、候補者となることができない。</p> <p>2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。</p> <p>(選挙の手順)</p> <p>第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認する。</p> <p>2 前項及び次条の具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。</p> <p>(選挙実施の公告)</p> <p>第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。</p> <p>(1) 理事及び監事ごとの選挙区と定数</p> <p>(2) 候補者の受付期間と手続き方法</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>2 前項第2号の受付期間の終了日は、前項の公告の日から7日(ただし、土・日・祝日は含まない。)以上経過した日であることを要する。</p> <p>(立候補の届出)</p> <p>第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員長の定めた用紙(以下、「所定の用紙」という。)に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。</p> <p>(重複立候補の禁止)</p> <p>第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。</p> <p>(理事会による推薦)</p> <p>第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者のうちから、理事及び監事の候補者を、本人の同意を</p>	<p>(被選挙権)</p> <p>第5条 役員の被選挙権を持ち立候補できる者は、第7条による公告がされた日に組合員である者とする。ただし、生協職員として採用されたことにより組合員資格を持って組合員となっている者は、理事会の推薦を得た場合を除き、候補者となることができない。</p> <p>2 役員選挙管理委員は、候補者となることができない。ただし、役員選挙管理委員を辞任したときはこの限りでない。</p> <p>(選挙の手順)</p> <p>第6条 任期満了に伴う役員選挙は、その選挙を行う通常総代会の会日の28日前までに選挙実施の公告を行い、総代会において選挙し、総代会において当選を確認する。</p> <p>2 前項及び次条の具体的な日程については役員選挙管理委員会が定める。</p> <p>(選挙実施の公告)</p> <p>第7条 選挙実施の公告には次の事項を記載する。</p> <p>(1) 理事及び監事ごとの選挙区と定数</p> <p>(2) 候補者の受付期間と手続き方法</p> <p>(3) その他必要な事項</p> <p>2 前項第2号の受付期間の終了日は、前項の公告の日から7日(ただし、土・日・祝日は含まない。)以上経過した日であることを要する。</p> <p>(立候補の届出)</p> <p>第8条 理事又は監事に立候補しようとする組合員は、公告された受付期間中に、役員選挙管理委員長の定めた用紙(以下、「所定の用紙」という。)に必要事項を記入し、役員選挙管理委員長に届け出なければならない。</p> <p>(重複立候補の禁止)</p> <p>第9条 組合員は、理事と監事に同時に立候補し、又は異なる選挙区で同時に立候補することができない。</p> <p>(理事会による推薦)</p> <p>第10条 理事会は、組合員又は組合員以外の者のうちから、理事及び監事の候補者を、本人の同意を</p>

役員選挙規約

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約
<p>得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。</p> <p>2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。</p> <p>3 前2項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。</p> <p>4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。</p>	<p>得て、第2条により定めた定数の範囲内で推薦することができる。ただし、理事については、定款に定める理事の定数の下限の3分の1を超えて組合員以外の者を推薦することはできない。</p> <p>2 理事会は、第8条により立候補した組合員を、その組合員の同意を得て推薦することができる。</p> <p>3 前2項の推薦は、理事会の議決により決する。ただし、理事会が監事候補者の推薦をするときは、監事の意見を聞いて行うよう努めるものとする。</p> <p>4 第1項の推薦を得て候補となる者は、公告された受付期間中に所定の用紙に必要事項を記入し、推薦受諾の旨を役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし、その届け出が遅れることにつき正当な理由があるときは、役員選挙管理委員長の承認を得て、受付期間終了後すみやかに届け出ることができる。</p>
<p>(選挙運動)</p> <p>第11条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。</p> <p>2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。</p>	<p>(選挙運動)</p> <p>第11条 選挙運動は、役員選挙管理委員会の指示に従って行うことを要する。</p> <p>2 選挙運動を行うにあたり、前項による役員選挙管理委員会の指示との関係について疑義があるときは、役員選挙管理委員会の裁定に従わなければならない。</p>
<p>(選挙)</p> <p>第12条 選挙は、総代会において行う。</p> <p>2 総代会に出席した総代(第14条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。)は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代1人につき1票とする。</p> <p>3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。</p> <p>4 候補者が定数内の選挙区については信任投票を行う。</p>	<p>(選挙)</p> <p>第12条 選挙は、総代会において行う。</p> <p>2 総代会に出席した総代(第14条の書面投票により参加する総代及び委任により参加する総代を含む、以下同じ。)は、すべての選挙区の選挙に投票するものとし、投票は総代1人につき1票とする。</p> <p>3 投票は、選挙区ごとに、無記名連記制により行う。</p> <p>4 候補者が定数内の選挙区については信任投票を行う。</p>
<p>(当選者の決定)</p> <p>第13条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。</p> <p>2 前条第4項の信任投票を行った選挙区については、総代会に出席した総代の過半数の信任を得た者を当選者とする。</p>	<p>(当選者の決定)</p> <p>第13条 候補者が定数を上回る選挙区については、当選の決定は有効投票の多数の順による。ただし、当選最下位者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。</p> <p>2 前条第4項の信任投票を行った選挙区については、総代会に出席した総代の過半数の信任を得た者を当選者とする。</p>

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約
<p>(書面投票)</p> <p>第 14 条 定款第 6 2 条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面（ただし、役員選挙管理委員長が作成した用紙であることを要する。）を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代（総代から委任を受けた者を含む。）は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。</p>	<p>(書面投票)</p> <p>第 14 条 定款第 6 2 条に定める書面による選挙権の行使は、選挙しようとする役員の氏名を明示した書面（ただし、役員選挙管理委員長が作成した用紙であることを要する。）を封筒に封入し、封筒に署名又は記名押印して、総代会の開会までに役員選挙管理委員長に提出して行う。</p> <p>2 前項の定めにかかわらず、総代会の途中で退席する総代（総代から委任を受けた者を含む。）は、退席後に行使すべき選挙権について書面をもって行うことができる。</p>
<p>(無効投票)</p> <p>第 15 条 次の投票は無効とする。</p> <p>(1) 所定の用紙を用いないもの</p> <p>(2) 定められた投票方法に違反したもの</p>	<p>(無効投票)</p> <p>第 15 条 次の投票は無効とする。</p> <p>(1) 所定の用紙を用いないもの</p> <p>(2) 定められた投票方法に違反したもの</p>
<p>(立候補又は推薦受諾の取消し)</p> <p>第 16 条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消することができる。</p> <p>2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。</p>	<p>(立候補又は推薦受諾の取消し)</p> <p>第 16 条 候補者となった者は、当選者が確定するまでの間、役員選挙管理委員長に通知することにより、いつでも立候補又は推薦受諾を取消することができる。</p> <p>2 前項の取消しがされた場合、すでに行われた書面投票の準備・投票等は、その者に関する部分のみ行われなかったものとみなす。</p>
<p>(総代会への報告と公告)</p> <p>第 17 条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。</p>	<p>(総代会への報告と公告)</p> <p>第 17 条 役員選挙管理委員長は、役員選挙の結果を総代会に報告し、公告する。</p>
<p>(就任辞退)</p> <p>第 18 条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。</p>	<p>(就任辞退)</p> <p>第 18 条 当選した役員が就任を辞退したとき、又は役員の資格喪失等により役員に就任しなかったときは、役員選挙管理委員会の決定により次点者を当選者とし、この旨を役員選挙管理委員長が公告する。</p>
<p>(就任)</p> <p>第 19 条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。</p>	<p>(就任)</p> <p>第 19 条 通常総代会で当選した者は、その通常総代会が終了したときに役員に就任する。</p>
<p>(総代が役員に就任した場合の措置)</p> <p>第 20 条 総代が役員に就任したときは、その就任の</p>	<p>(総代が役員に就任した場合の措置)</p> <p>第 20 条 総代が役員に就任したときは、その就任の</p>

役員選挙規約

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約
<p>ときに総代を退任するものとする。</p> <p>(異議申し立て)</p> <p>第 21 条 選挙に関する異議は、総代会において役員選挙結果が報告されてからその総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。</p> <p>2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。</p> <p>3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。</p> <p>5 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員長の提案に基づき総代会で定めるところによる。</p>	<p>ときに総代を退任するものとする。</p> <p>(異議申し立て)</p> <p>第 21 条 選挙に関する異議は、総代会において役員選挙結果が報告されてからその総代会が終了するときまでの間に、役員選挙管理委員長に対して書面又は口頭で行う。</p> <p>2 異議の裁定は役員選挙管理委員会において決し、総代会が終了するときまでに異議申立人に通知する。</p> <p>3 裁定の結果が特定の候補者の当選を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員会はその当選を無効とし、次点者を順次繰り上げて当選者とする。</p> <p>5 裁定の結果が当該選挙区又は全選挙区の選挙を無効とすべきものであるときは、役員選挙管理委員長の提案に基づき総代会で定めるところによる。</p>
<p>(補充選挙等)</p> <p>第 22 条 総代会の選挙の結果、当選する理事又は監事の人数が、定款に定める各役員の人数的下限に満たないときは、理事長はその総代会又は臨時総代会において、補充選挙を行わなければならない。</p> <p>2 前項の場合でその補充が臨時総代会で行われるときは、任期の満了によって退任した理事の全員又は監事の全員は、臨時総代会で後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。</p> <p>3 就任した役員が辞任等によって退任した場合において、理事又は監事の人数的下限から、その下限の人数的5分の1を超えて欠くに至ったとき、次の通常総代会の日までに3ヶ月以上の期間があるときは、理事長は臨時総代会を招集し、その状態になったときから3ヶ月以内に補充しなければならない。</p> <p>4 就任した役員が辞任等によって退任した場合において、理事又は監事の人数的下限を欠くに至ったときは、その退任した理事又は監事は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。</p> <p>5 第1項及び第3項の定めにかかわらず、理事会が必要であると議決したときは、理事長は臨時総代会を招集し、役員を補充することができる。</p>	<p>(補充選挙等)</p> <p>第 22 条 総代会の選挙の結果、当選する理事又は監事の人数的下限に満たないときは、理事長はその総代会又は臨時総代会において、補充選挙を行わなければならない。</p> <p>2 前項の場合でその補充が臨時総代会で行われるときは、任期の満了によって退任した理事の全員又は監事の全員は、臨時総代会で後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。</p> <p>3 就任した役員が辞任等によって退任した場合において、理事又は監事の人数的下限から、その下限の人数的5分の1を超えて欠くに至ったとき、次の通常総代会の日までに3ヶ月以上の期間があるときは、理事長は臨時総代会を招集し、その状態になったときから3ヶ月以内に補充しなければならない。</p> <p>4 就任した役員が辞任等によって退任した場合において、理事又は監事の人数的下限を欠くに至ったときは、その退任した理事又は監事は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。</p> <p>5 第1項及び第3項の定めにかかわらず、理事会が必要であると議決したときは、理事長は臨時総代会を招集し、役員を補充することができる。</p>

役員選挙規約

変更後 役員選挙規約	変更前 役員選挙規約
<p>(補充選挙の方法)</p> <p>第 23 条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。</p> <p>(細目)</p> <p>第 24 条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、役員選挙管理委員会が決する。</p> <p>(改廃)</p> <p>第 25 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、組合成立の日から施行する。</p> <p>1 2008 年 5 月 23 日一部改正・施行する。</p> <p>1 2011 年 5 月 27 日一部改正・施行する。</p> <p>1 <u>2013 年 5 月 24 日一部改正・施行する。</u></p>	<p>(補充選挙の方法)</p> <p>第 23 条 補充選挙を行うときは、前各条を準用する。</p> <p>(細目)</p> <p>第 24 条 役員選挙に関する細目並びに法令、定款及びこの規約に定めがない事項の取扱いは、役員選挙管理委員会が決する。</p> <p>(改廃)</p> <p>第 25 条 この規約の改廃は、総代会の議決による。</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、組合成立の日から施行する。</p> <p>1 2008 年 5 月 23 日一部改正・施行する。</p> <p>1 2011 年 5 月 27 日一部改正・施行する。</p>